

さくら野セゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社さくら野百貨店(以下「提携先」という)と提携して、当社が提供するカードをさくら野セゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、当社の定める本特約及びセゾンカード規約を承認し、当社に本カードのご利用のお申込をされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、下記の事項を追加します。

記

⑥分割払い-商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時
 ●分割払手数料 $50,000円 \times (5.5円 / 100円) = 2,750円$
 ●支払総額 $50,000円 + 2,750円 = 52,750円$
 ●各支払日の分割支払金 $52,750円 \div 10回 = 5,275円$

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率 (%)	9.9	10.6	11.0	11.3	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0
現金価格100円当たり の手数料の額 (円)	1.7	2.2	2.8	3.3	3.9	4.4	5.0	5.5	6.1

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
12.0	12.1	12.1	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
6.6	7.2	7.7	8.3	8.8	9.4	9.9	10.5	11.0	11.6	12.1	12.7	13.2

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
13.8	14.3	14.9	15.4	16.0	16.5	17.1	17.6	18.2	18.7	19.3	19.8

(2)セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。

(4)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第4条(早期完済の場合の特約)

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第5条(規約の適用)

本カードにおけるクレジットカード機能部分については、当社の定めるセゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。